

ドイツ帝国期(1871-1918年)における都市計画制度に関する研究

その2 ザクセン邦及びヴュルテンベルク邦の都市計画制度

213-104 二宮幸一 212-050 木村澄子

1. 一次資料について

一次資料の比較対象として、ザクセン邦は、前章に掲載されているザクセン一般都市建築法「Sächs.A.B.G.」、ヴュルテンベルク邦は、官報に掲載されている都市建築令「Württemberg. Bauordnung」⁽²⁾⁽³⁾(以下、「Württ.B.O.」とする。)を用いる。Württ.B.O.は1872年、1910年の2つの一次資料がある。この2つの法律を比較することで、Sächs.A.B.G.が制定された1900年前後、ドイツではどのような傾向があったか明らかにする。

2. ザクセン邦の都市計画制度

2.1 Sächs. A. B. G. の構成

この法律は、全185の条文から構成されている。その全体構成を表1に示す。

2.2 ベバウungskスプラン(BP)について

第3章、第15条ではBPの定義が規定されており、未建築の敷地を新規開発する場合は、プランとしてBPが必要であるとされている。ここで、第15条には「地区」という記述がないため、既往研究のように「BP」を「地区計画」

と訳すことはふさわしくないとされる。第16条では、BPで特に規制すべき内容として、a)街並線(Fluchtlinie)^(注1)、b)建築形式、c)水路の修正、計画地域での排水設備、街路の上下の交差の3点が挙げられている。そこで、この研究では、

表1 Sächs. A. B. G. 全体構成

| 章 | 節 | 条文 | 章名 |
|------|-----|-----------|------------------------|
| (1) | | 第1-7条 | 一般規則 |
| (2) | | 第8-14条 | 条例及び地方警察命令 |
| (3) | | 第15-38条 | BP、街並線計画、地域拡張計画の決定及び効力 |
| (4) | | 第39-53条 | 公共交通空間や水門施設の取得、修復、管理 |
| (5) | | 第54-75条 | 土地の移動、収用 |
| (6) | | 第76-78条 | 補償、返済の要請、建物の引渡し |
| (7) | | 第79-138条 | 土地の開発 |
| | (A) | 第79-89条 | (開発の)必要条件 |
| | (B) | 第90-138条 | 建物の修復 |
| (8) | | 第139-146条 | 実行の際の保護、処分 |
| (9) | | 第147-165条 | 警察による建物の監視 |
| (10) | | 第166-178条 | 費用 |
| (11) | | 第179-185条 | 経過規定、終了規定 |

表2 SächsABG 計画基準(第18条)

| 項 | 号 | 原文訳 | 計画指針 |
|-----------|--|---|-----------------------|
| (第18条第1項) | | BPの策定の際は、防火、将来の公共交通及び衛生についての要請並びに適切な給水・排水を留意して決めるべきである。そして同様に、地域やその一部の立地条件や開発状況、そして地域の情勢に従った住宅需要について、そして街路、広場の景観を損なわないように留意して決めるべきである。これに際して、特に次のように注意を払うべきである。 | BP策定の基準 |
| | (a) | 街区及び街路境界線、建築線の建設は、それ自体を地形に合わせるべきであり、その他に行うべきこととして、居間に十分な日照を確保しなければならない。 | 街区及び街路境界線 建築線の設定 |
| | (b) | それぞれの街区の規模は、土地の適切な建築的利用を可能にするために決定すべきである。 | 街区の規模 |
| | (c) | 街路と歩道の幅員は地域の交通の需要に合わせ、街路は幹線道路、補助幹線道路もしくは裏道、単なる住宅街の通りの性質に応じて、目的にあった等級をつけるべきである。開放独立式(戸建て住宅)は、街路で、通過交通がない場合は、幅員を8m以下に制限することができる。将来通過交通(特に路面電車の運行)が発生し、それゆえ道路拡張が予想される所では、その両側に適した奥行きの前庭を設置するべきである。いくつかの画地のための裏地に使われる乗入れ口である私道は6m以下の幅とすることができない。開放独立式の建物に接する街路及び閉鎖式の建物に接する街路は、少なくとも12m、大量の業務交通または通過交通のある街路は少なくとも17mの幅員で設定する必要がある。 | 街路と歩道の幅員 |
| | (d) | 街路の勾配はできる限り均一に配置し、大きな勾配、沿道との高低差及び過度に長い直線道路は可能な限り避けるべきである。 | 街路の勾配 |
| | (e) | 街路の方向の確定は、街路同士が主要道路との接続が、短く、目的にかなったことを考慮して決めるべきである。 | 街路の方向の確定 |
| | (f) | 広場や公的な植栽の大きさ、位置、数は交通警察、公安警察の要請と一致するように設定しなければいけない。教会や学校のための敷地及び公共の遊び場、休養広場は十分な数を予定するべきである。 | 広場や公的な植栽の 大きさ、位置、数 |
| | (g) | 建築形式や工場または産業施設の認可について規則を定めようとする場合、その地域または地域の一部の従来の性質および現在の需要を考慮すべきである。いずれにせよ、後者についてはよく考えて決めるべきではない。閉鎖式建築およびそのような地方条例で考慮されていない場合でも、開放独立式建築に接する街路と十分な距離で遮断されていること、そして郊外の地域では、建築密度、住居密度に関する適切な制限を定めることを考慮しなければならない。 | 建築形式や工場や 産業施設の認可 |
| | (h) | 前庭は、それが単に将来の街路拡張のために使用するように求められていない場合は、その奥行きは少なくとも4.5mで計画すべきである。 | 前庭の奥行き |
| | (i) | 許容階数については、地域の性格や街路の幅員に応じて的確に決める必要がある。田舎の地域や別荘の地域では最高3階、その他の地域では最高4階、そして大きな都市の内部地区、特に幅員が広い街路または広場沿い、また改修された水路の周辺住民に相当な費用を負担した場合に、例外で5階を許可することができる。階数には1階、場合によっては中間階、住居用に使われる屋根裏部屋を含む。 | 許容階数 |
| | (j) | 注)この法律には(j)項は記載されていない。 | |
| | (k) | 街区内に必要な中庭、庭園は、その広がりや位置についての規定により、必要な場合には建物背面の建築線の決定によって確保される。 | 街区に必要な 中庭や庭園 |
| | (l) | 敷地後方の建物が、二列で建物が建てられているように、そもそも重要な問題となるときは、それは中庭、庭園の大きさによるもので、住居目的の場合は、後方の建物の全ての窓に太陽光が最低45度確保されるとき、そして前方の建物と後方の建物の間に、適した場合に緑地が整備されたときのみ許可される。大都市の内部地域では特別な場合において例外が認められている。街路における後方の建物を閉鎖した長屋とすることは認められていない。 | 敷地後方の建物 |
| (m) | 比較的大きく、それに適当な街区において、建築警察官は最高3階の独立開放式の建物の建設が沿道で認められている住宅街路を、関係者の申請に基づき、街区を新設することができる。 | 比較的大きく それに適当な街区 | |

原典として官報を用いる。第 18 条の内容を分析した結果、BP 策定の基準と、12 項目の計画基準が確認できた。その計画内容と計画基準を表 2 に示す。

3. ヴュルテンベルク邦の都市計画制度

3.1 1872 年の都市建築令

この法律は、全 95 の条文から構成されている。その全体構成を表 3 に示す。ここではザクセン邦の BP に対応する用語として、オルツバウプラン(Ortsbauplan) と記されており、計画内容は街並線や建築線(Baulinie)についてであった。建築条例は「Ortsbaustatut」と記されている。計画基準は法律で明示されず、市町村ごとの建築条例で詳細に規定されることになっているが、ひとつの法律の中に都市計画と建築に関する規定が一体して定められているという点では、ザクセン型といえる。

3.2 1910 年の都市建築令

この法律は全 129 の条文から構成されており、1872 年のものと比べて、条文数や章が多いことが確認できる。その条文の全体構成を表 3 にまとめる。計画内容は、建築線、街並線と、前法から変更はなく、この法律では、BP を「Ortsbauplan」、建築条例は「Ortsbausatzung」と記されている。第 11、12 条では、表 4 の計画基準が確認できた。ここで、現在のドイツでは、市町村のある一定の地区ごとで、計画内容と建築条例が定められていることが明らかになった。これは現在の BP の文言表示にあたると思われる。

3.3 両都市建築令の比較

1872 年と 1910 年の両法を比較する。規定内容については相違がなかった。しかし、1910 年の法律の第 11 条、第 12 条の規定は、1872 年の法律にはみられなかった。

4. まとめ

以上のことから、法体系の仮説について、ザクセン邦、ヴュルテンベルク邦について確認できた。現段階の結果として表 5 にまとめる。

Sächs.A.B.G.は、都市計画の計画内容、計画基準の概要は、既往研究で紹介されている内容とほぼ等しい。しかし、その定義については、新規開発地のプランとするだけで、地区計画を対象とするとは書かれていなかった。

Württ.B.O.については 1872 年、1910 年のいずれの法律も、計画内容は街並線や建築線と相違はなかった。しかし、1910 年の法律にのみ計画基準が見られたことから、1900 年の Sächs.A.B.G.制定以降、ドイツでは法律で計画基準を定めようとする傾向があり、ザクセン邦の影響がみられた。

5. 今後の課題

ヴュルテンベルク邦の法律内容を紹介することはできたが、その運用について調べることで、都市計画制度の実態

がより明らかとなる。また、その他の邦の制度を調べることで、ドイツ帝国期の制度の全体像を明らかにすることができる。

表 3 両都市建築令の比較表

| 章 節 | Bauordnung vom 12. Oktober 1872. | | Bauordnung vom 28. Juli 1910. | |
|-----|----------------------------------|---------------------------|-------------------------------|----------------------|
| | 条文 | 章名 | 条文 | 章名 |
| (1) | 第 1-3 条 | 一般的な建築許可と建築法規 | 第 1-6 条 | |
| (2) | 第 4-15 条 | 地区施設や街路 | 第 7-28 条 | |
| | 第 16-55 条 | 個々の建物のための重要な警察規定 | 第 29-98 条 | 同左 |
| (1) | 第 16-20 条 | 一般規定 | 第 29-33 条 | |
| (2) | 第 21-34 条 | 建物の位置や状況、街路と隣接する建物、土地との関係 | 第 34-66 条 | |
| (3) | 第 35-55 条 | 建物の構造 | 第 67-98 条 | 建物の施工 |
| (4) | 第 56-73 条 | 隣人法の規定 | 第 99 条 | 建築負担帳簿 |
| (5) | 第 74-95 条 | 建物に関する当局の権限や手続き | 第 100-124 条 | 当局の権限 建築負担の手続き、費用 |
| (6) | | なし | 第 125-129 条 | 終了規定 |

表 4 計画内容、計画基準(第 11 条、12 条)

| 条 項 | 規定内容 |
|--------|--|
| (1) | 現行の BP または街並線の施設、変更によって、健康、耐火性の要求及び住居の需要、そしてそれ以外の財政の状況、将来予想される交通については、住民の意見を考慮するべきである。そしてこの目的について特に配慮するために、公共広場は適切な位置、数、種類、大きさが予定され、地方道路の幅員及び街区の通行は、公共の状況や需要に一致した等級をつけるべきである。そのうえ、芸術的または歴史的価値の高い建築物、天然記念物、墓地、すばらしい街路や風景を維持し、建築物については新しく計画された街路や広場が新しく作られるように、気に留めて決定するべきである。 |
| 11 (2) | 地区計画では、将来街路から交通空間へのアクセス(第 1 章第 24 条)の留保で、建築物の前庭または前面広場への設置、より詳しい場合を定めることができる。アクセスは消費した所有物を取り替えた場合は、囲いや公共の脇道に定められる。 |
| (3) | 片側の街路または両側の区画ごとに、どの程度建物が占めてはいけないかについての規定は、地区計画または建築条例に留保されている。 |
| (4) | 同様の方法で、街区の内部の自由空地、庭園の譲渡について、またはその他に長く続く公共の利害が必要としている場合は、限界(建築限界)が決定される。内部または外部の建物の建設は考慮されないか、制限された規定によってのみ許可される。 |
| (5) | 前庭または前面庭園が予定された場合、またはそれ以外の、街路に接した土地が建築について考慮されない場合は、その利用について建築条例が規定していないときは、一般の警察命令によって規定が明確に決定される。 |
| 12 (1) | 地区計画または街並線、市町村の領域の、ある定められた地区の建築条例の決定、変更が、邦によって着手された場合、または建築計画がその地域の需要に合わせて計画された際(第 2 条、第 7 条)に、すべての地方自治体に、現存の地域に計画された決定について、建築禁止の懲罰を決定することができる。 |
| (2) | 建築禁止を受けた土地は建築警察官庁の、該当する立入禁止区域での既存建築物の新設または修復、延長、高さの引き上げ(第 1 章、2 章 第 17 条)は、最終的な決定まで拒否されるか、次の条件が与えられる。①地区計画の実行が、建築線が妨げられず、また第 17 条、18 条での規定を根拠に賠償請求が困難になった場合、②地方自治体が、第 24 条によって街路の費用の寄与を果たすために、これ以上与えられない場合。その後、第 1 章第 101 条に挙げられた建物の施工は、立入禁止区域内に建築警察官の認可を受けた後に行うことができる。 |

表 5 法体系の相違(現段階)

| 国(邦)名 | 国、邦(法律) | 地方、州(条例) | 法体系 |
|----------|------------------------------|------------|--------|
| 日本 | 都市計画法(1919) 市街地建築物法(1919) | なし | プロイセン型 |
| ドイツ | Baugesetzbuch(1960) | Bauordnung | ザクセン型 |
| プロイセン | Fluchtliniengesetz(1875) | Bauordnung | プロイセン型 |
| ザクセン | Baugesetz(1900) | Bauordnung | ザクセン型 |
| ヴュルテンベルク | Bauordnung(1872,1910) | Bauordnung | ザクセン型 |
| 他の邦(21邦) | | | |

*黒枠は集団規定が定められている範囲を表す

[脚注]

注 1) 石田は、「Straßenfluchtlinie」を「街路線」、「Baufuchtline」を「建築線」とあてている。そして、街路線と建築線を合わせた「Fluchtlinie」を「規定線」と訳語をあてた。

本研究ではこの「Fluchtlinie」を「街並線」と訳をあて、研究を進める。

[参考文献]

- (1) Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen 11. Stück vom Jahre 1900.
- (2) Regierungs-Blatt für das Königreich Württemberg. 12. Oktober 1872.
- (3) Regierungsblatt für das Königreich Württemberg. 8. August 1910.